

手話言語条例の制定などを議決

12月市議会定例会は、12月5日から16日までの12日間の会期で開き、議案18件、請願1件、意見書案2件を審議しました。
手話言語条例の制定など、主な内容をお知らせします。

12月定例会 議案

条例の制定・改正・廃止

● 人事院勧告に基づく給与等の改正

(第53号議案)

人事院勧告に基づく国の給与改定に準じて、給与改定及び勤勉手当又は期末手当の引き上げを行います。

一般職員の勤勉手当、特定任期付職員、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当について、令和元年12月の支給割合と令和2年6月以後の支給割合を改定します。

また、行政職給料表、医療職給料表及び特定任期付職員の給料表を改定します。住居手当については、月額1万6000円(現行1万2000円)を超える家賃を支払っている職員に対して支給するとし、また、住居手当の算定方法を改めます。

● 総務委員会での主な質疑

問 平成31年4月適用のプラス勧告による給与改定、勤勉手当のプラス0・05月分の改定の影響額はいくらか。



答 年額で3251万円の増額と試算しています。内訳は給料が844万円、勤勉手当等が2041万円、共済費が366万円です。

問 令和2年4月適用の住居手当の改定による影響額はいくらか。

答 人事院勧告のあった令和元年8月時点で、職員1105名のうち、住居手当受給者は206名であり、増額となる者が82名、変更がない者が6名、減額となる者が118名です。年額で約156万円の減額となります。

● 本会議での主な論点

賛成本市では従来から人事院の給与勧告に基づき改定

された国家公務員の給与法等に準拠した給与改定を行い、官民の給与較差を是正し均衡を図ってきた。また、近隣他市でも同様の措置を講じる予定であると聞いている。

反対家賃が5万9000円より低い職員は、生活補助給的な意味合いがある住居手当が減額となる。また、職員組合との合意がされておらず、市と職員との間の信頼関係が損なわれる。

● 固定資産評価審査委員会条例の一部改正 (第54号議案)

行政手続等における情報

通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、引用規定を整理します。

● 総務委員会での主な質疑

問 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正された理由は。

答 従来の行政手続のオンライン化に関することだけでなく、あらゆる活動において社会全体が情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指すため改正されたものです。

問 法律の改正による書面審理に係る引用規定の整理のほか、運用上どのような変更があるのか。

答 書面審理の際に市長が

12月定例会の日程

- 5日 本会議〔会期の決定、諸般の報告、市長の所信表明、議案説明、質疑、討論、採決、一般質問など〕
- 6日 本会議〔一般質問〕
- 9日 本会議〔一般質問〕
- 10日 総務委員会
- 11日 経済委員会
- 12日 文教委員会
議会運営委員会
- 16日 本会議〔委員長報告、意見書案説明、質疑、討論、採決〕